

入札参加業者の皆様へ

お知らせ

令和8年度設計業務委託等技術者単価の適用について

都市整備局が発注する測量・建設コンサルタント等業務について、令和8年3月1日から令和8年3月31日までの契約案件は、令和7年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用していますので、入札の際は留意してください。

なお、これらの業務委託は「特例措置（※1）」の対象となります。

ただし、令和8年3月31日以前に公告する案件において、令和8年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）を適用する場合には、仕様書等にその旨を記載します。

また、予定価格の基となる委託料の積算にあたって、**令和8年4月1日以降に公告する案件から**新技術者単価を適用します。

（※1）特例措置の内容

旧技術者単価に基づく契約を、新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額変更の協議を請求することができます。

詳細につきましては以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000673403.html>